

令和 5 年度第 2 回
地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会 会議録

令和 5 年10月30日(月)
ホテルグランヒルズ静岡 4 階クリスタルルーム

○司会 それでは、皆様お揃いになりましたので、ただいまから令和 5 年度第 2 回地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会を開催いたします。

本日は、御多用の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

評価委員会の開催に先立ちまして、県を代表しまして健康福祉部長の八木より御挨拶を申し上げます。

○八木健康福祉部長 静岡県健康福祉部長の八木でございます。本日の評価委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

評価委員会の皆様には、御多用の中、令和 5 年度第 2 回静岡県立病院機構評価委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、第 4 期中期目標最終案につきまして御意見をいただきますとともに、病院機構において検討を進めております第 4 期中期計画につきましても、よりよい計画となりますよう、御意見をいただきたいと思います。病院機構の取組が、ひいては県の医療施策全体を牽引していくものになると考えております。

委員の皆様方には、今後の病院機構のよりよい運営のために、本日も活発な御議論をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○司会 それでは早速ですが、次第に沿いまして議事に移ります。

まず、議題 1 の「委員長の選出及び委員長代理の指名」についてです。

評価委員会の委員におかれましては、9 月から新たな任期となっております。今回は今期最初の評価委員会となりますので、評価委員会条例第 5 条第 1 項の規定に従い、委員の互選によって委員長を定めることとなります。

それでは、委員長の選任につきまして御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

○松岡委員 委員長は塩田委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○司会 それでは、ただいま委員長に塩田委員をとこの御意見がありまして、委員の皆様から了承をいただきました。ありがとうございます。

それでは、今期の評価委員会の委員長に塩田委員が選出されました。

ここで、塩田委員長には、席の移動と委員長就任の御挨拶をお願いしたいと思います。

○塩田委員長 塩田でございます。ただいま委員の皆様方から御推挙いただき、僭越ながら、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会の委員長を務めさせていただきます。

本委員会は、県立病院機構のよりよい運営と発展のために評価を行い、必要な助言を行うことになっております。引き続き、病院機構のために御助言をよろしくお願いいたします。

なお、私に関しまして、前回8月の第1回の本委員会におきまして、突然個人的な事情で出席できず、議事の進行に大変御迷惑をおかけいたしました。この席をお借りして、御出席の皆様方に心よりおわび申し上げます。

○司会 それでは、ここで塩田委員長に議事進行をお願いする前に、事務局より、本日の審議について御説明をさせていただきます。

ただいま御審議いただいております議題1及び議題2「第4期中期目標案」につきましては、公開といたしまして、議事録も公開させていただきます。その後、議題3「第4期中期計画」につきましては、病院機構の事業活動情報が含まれることもありますので、非公開とさせていただきます、議事録も非公開といたしますので、御承知おきのほどよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は、評価委員会条例第6条第1項に基づき、塩田委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○塩田委員長 それでは議事を始めたいと存じます。

まず、委員長が欠けた場合にその代理を務める委員長代理を置く必要がございます。評価委員会条例第5条第3項の規定によりまして、代理者は委員長が指名するということになっておりますので、私から指名させていただきます。

評価委員会の主な業務は、県立病院機構の業務実績に関する評価について意見を述べることでございますので、委員長代理には、評価の御専門でございます田中委員に引き続きお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○塩田委員長 それでは田中先生にお願いしたいと思います。田中先生、よろしくお願いいたします。

○田中委員 はい。

○塩田委員長 皆様方に御了解いただきましたので、今後の委員長代理を田中委員にお願いすることといたします。

本日の議事次第に沿いまして議事に入らせていただきます。

本日の会議は、お手元の議事次第にありますとおり、審議事項が2件となっております。議題1は終わりましたので、残りは議題2と3となっております。

それでは議題2「第4期中期目標案について」でございます。中期目標案の原案は、前回委員会で提示されております。本日は、その最終案について御審議をいただきたいと思います。

それでは事務局から御説明をお願いいたします。

○藤森医療政策課長 医療政策課長の藤森です。

議題2「第4期中期目標最終案」について説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料2-1「第4期中期目標の策定」をごらんください。

お開きいたしますと、1「概要」、2「中期目標の位置付け」にありますとおり、第4期中期目標は、令和6年度から令和10年度までの5年間の、県が定める県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標でありまして、県立病院機構は、中期目標を達成するための中期計画を策定していくこととなっております。第4期中期目標については、本評価委員会で、先ほど委員長から御案内のとおり、今年3月に骨子案、8月に原案をふお審議いただきました。

3「策定方針」にありますとおり、第3期みなし評価の結果の反映や新興・再興感染症、多様な精神疾患等への対応などの強化を方針として策定を始めてまいりました。

4「第4期中期目標案のポイント」の(1)「第3期のみなし評価、課題等に係る主な事項」のとおり整理いたしまして、この第3期のみなし評価や課題等を踏まえ、(2)のとおり次期第4期中期目標案のポイントを明確にして策定を進めてまいりました。

策定方針にも沿って、新興・再興感染症への対応、多様な精神疾患への対応、医師の確保と高度医療、地域医療の水準向上について、記載のと通りのポイントで策定してきたところでございます。

5「スケジュール」にありますとおり、令和5年度第1回評価委員会で原案を御審議いただいた後、9月28日から10月16日までパブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントの結果について、A4の資料2-3「第4期中期目標案に対する意見」をごらんください。

資料2-3の2「意見提出状況」のとおり、期間中、4名の県民の方から御意見の提出がございました。これを受け、3の「提示された意見に対する考え方」として、以下の表のとおり御意見を整理し、中期目標の最終案への反映を検討いたしました。

表のNo. 1をごらんください。「中期目標に全国的な独立行政法人の課題・あり方について記載されていない」という御意見でございました。

こちらに対しては、右欄のとおり、第4期中期目標には、本県における状況・課題を記載しておりまして、全国的な状況・課題について記載している総務省の公立病院経営強化ガイドラインを踏まえ作成しているため、改めて全国的な状況を記載しなくても含まれていることから、追加修正しないことといたしました。

表のNo. 2をごらんください。「新型コロナウイルス感染症の記載について、具体性に欠ける」という御意見をいただきました。「専用病床等の具体的な数値や経営への影響、今後の新興感染症等への対応策といった記載が必要ではないか」という御意見でございます。

こちらについては、具体的な事項は、県立病院機構が策定する中期計画や年度計画に記載していくほか、実績については県の評価書において記載し公表していくことから、中期目標では修正しないことといたしました。

表のNo. 3をごらんください。「こころの医療センターの今後需要について説明が必要ではないか」という御意見をいただきました。

こちらの御意見を受けまして、右欄にありますとおり、こころの医療センター及び精神疾患に対する医療需要について、「近年増加している認知症や依存症など多様な精神疾患への対応」という記載を追加修正をいたしました。なお、医療需要を踏まえた精神疾患への対応については、こころの医療センターだけでなく3病院で連携して対応するよう、既に記載してございます。

表のNo. 4の欄をごらんください。「看護師の不足及び確保」についての御意見をいただきました。具体的には、「看護師が多忙であり、患者対応が不十分であると感じるため、看護師を確保すべきである」という御意見でございます。こちらは2名の方から同

じ御意見をいただきました。

右欄にございますとおり、第４期中期目標では、全国的な課題である医師の働き方改革だけでなく、看護師を含む医療従事者の時間外労働縮減等、働き方改革の推進について記載しております。働き方改革による医療従事者の負担減と働きやすい環境の整備により、医療従事者の確保も行われることを意図した記載となっております。また、患者対応につきましては、患者や家族が安心して治療をできる環境の整備をするよう既に追記しておりますことから、修正はしないことといたしました。

表のNo. 5をごらんください。「プロパー職員について、病院特有の事務に精通した職員の育成だけでなく、幹部職員への対応が必要。中期目標に数値目標を記載し、機構に取り組みを促すべきではないか」という御意見をいただきました。

こちらについては、右欄にありますとおり、プロパー職員が意欲を持って職務を遂行し幹部職員に登用されていくことは、自立性の高い病院経営を進める上で御意見のとおり有効と考えますが、職員の人事管理については、地方独立行政法人法に基づき病院機構で行なうものであることから、引き続き適切な登用等が行なわれるよう病院機構とともに考えていくことといたします。

この５点のほか、中期目標に関するものではなく、資料中に掲載しておりませんが、パブリックコメントの資料の提示の仕方など、当方の事務手続に係る御意見もいただきました。これらを含め、今後回答を作成し、ホームページで公表をしてまいります。

A 3の資料２－３が、パブリックコメントを反映した「第４期中期目標（案）」でございます。表の左の列が第３期中期目標、中央の列が第４期中期目標の案、そして右の列がその考え方等で整理しております。なお、中央の列の「第４期中期目標（案）」における下線部は、第３期中期目標からの変更部分でございます。

３ページをごらんください。こちらの中央の列、「第４期中期目標（案）」における、（３）「県立病院が重点的に取り組む医療」で二重線としている箇所がございます。こちらにパブリックコメントを受けて「近年増加している認知症や依存症など」と追記しております。８月に説明しております原案から修正した箇所は、こちらのみとなります。

資料２－２をごらんください。こちらが中期目標の最終案となりまして、全文を掲載しております。

事務局からの説明は、以上でございます。第４期中期目標の最終案について御審議のほどよろしく願いいたします。

○塩田委員長 ありがとうございました。

ただいま御説明がございましたように、原案の時点以降に、パブリックコメントが4名の方から寄せられ、検討の結果、必要な文言の修正または追加を行ったということです。また、一部は原案にその趣旨が盛り込まれているので、文面の修正はないという御説明でございました。大変有益なパブリックコメントをいただいたと思われませんが、ただいまの原案からの修正を含めまして、この「第4期中期目標（案）」について、御意見または御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

いずれも独立行政法人あるいは本病院機構の内容に関わる大変重要な観点ですが、基本的にはこの原案におおむね記載されているという判断と思います。また、最後の人事管理につきましては、今後県の人事管理を含めて、この趣旨を踏まえて進められるということです。

委員の方々から特に御意見はございませんでしょうか。

本委員会としては特に意見はないので、事務局で適切に対応していただいたということであろうと思われます。ありがとうございました。

それでは、この「第4期中期目標（案）」を、御提案とおりとさせていただきたいと思いますが、今後の手続について御説明をお願いいたします。

○藤森医療政策課長 ありがとうございました。

県では、本日皆様で御承認いただいたことを踏まえまして、中期目標の最終案を確定し、12月の県議会定例会にお諮りいたしまして成案を得ることを予定しております。なお、中期目標が確定いたしましたら、評価委員の皆様に御報告いたします。

以上です。

○塩田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題3「第4期中期計画の原案について」でございます。

先ほど事務局からの御説明にもありましたように、この議案につきましては非公開とさせていただきますので、傍聴者の方、それからメディアの方々は、恐れ入りますが御退席いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【議題 3 については非公開】

○塩田委員長 それでは、本日の議事はこれで終了させていただきます。

進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、塩田委員長、委員の皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 5 年度第 2 回地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。